

学校いじめ防止基本方針

豊中市立第五中学校
令和6年(2024年)4月8日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題であります。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切です。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになります。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら考え判断し、主体的に行動できる生徒」「ともに支え合い、学び合い、ともに伸びようとする意欲的な生徒」「豊かな心で人とつながり、未来を切り拓く生徒」を目指す生徒像としており、同和教育をはじめとした人権教育の充実・推進を図ることを学校運営の重点の一つとして取り組んでいます。そして、いじめは重大な人権侵害事象であり、未然防止に努めなければならないものであるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの問題に係る組織

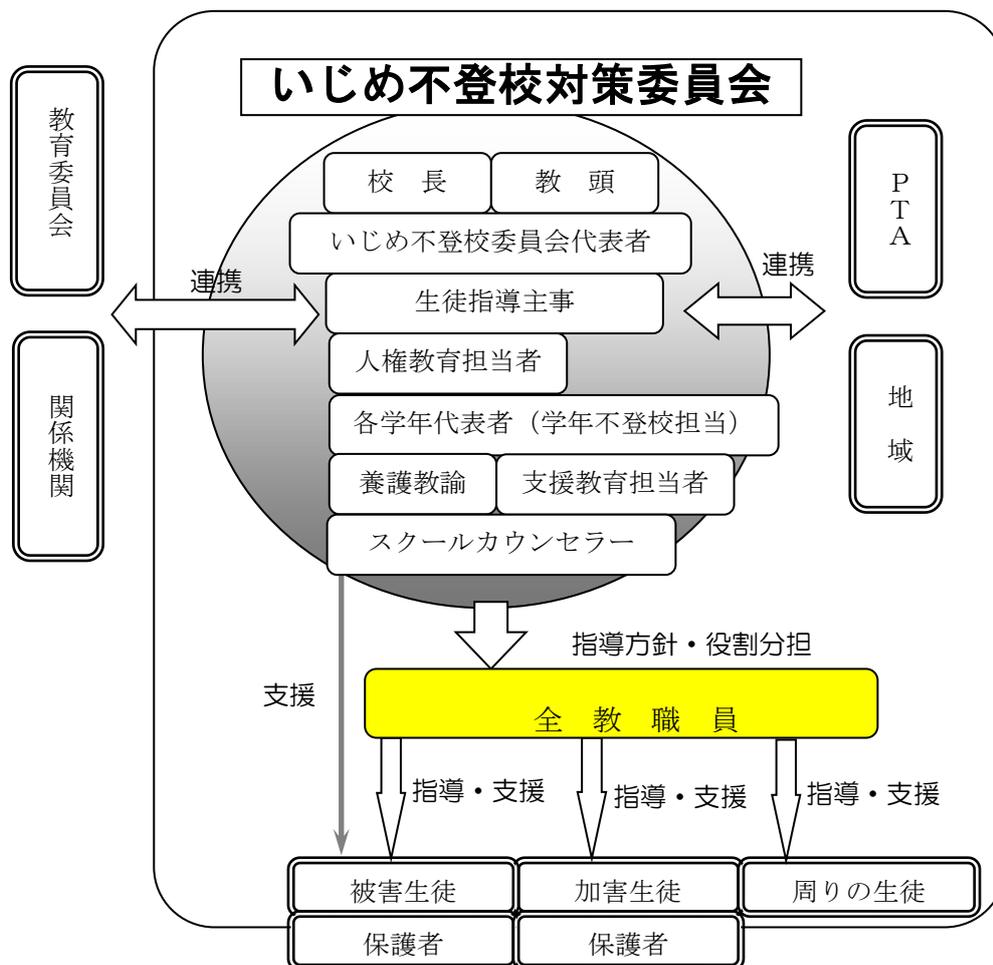
(1) 名称 いじめ不登校対策委員会

(2) 構成員 校長・教頭・いじめ不登校委員会代表者・生徒指導主事・各学年代表者(学年不登校担当)

人権教育担当者・支援教育担当者・養護教諭・スクールカウンセラー

*他に、該当生徒の担任・首席・指導教諭などが参加する場合がある

(学校体制)



(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見と対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 年間計画(別添1)

(5) 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ不登校虐待対策委員会は、各学期の終わりに年3回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進していく。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、コミュニケーション能力を育み、対等で豊かな人間関係を築くための取り組みとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団づくりを進めていく。

学校の基本的な考え方として、「いじめはどの学級・学校にも起こり得る」という認識を全教職員がもっていることを前提とする。その上で、「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という早期発見・早期対応の姿勢をもちながら、日々の授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、いじめが生まれにくい風土（「はみごのない学校・クラス」）を作り出す。そうした地道な未然防止の取り組みを着実にいき、子どもたちに対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己有用感や自己肯定感を育むことになり、いじめの発生をおさえ、未然防止になると考えている。

2 いじめの防止のための措置

- (1) いじめについて共通理解を図るために、教職員に対して、年度初めに研修会をもち、全教職員に対して、本校におけるいじめ防止基本方針の確認をする。そして、「家庭訪問や三者懇談などで把握した内容」「学校生活アンケート・学校教育自己診断アンケート」などから、集約・分析・戦略立案をし、全教職員に連絡する。他に、年間計画の中に研究授業（教職員間による公開授業）をもうけ、教員の授業力を向上させることで、いじめの未然防止につなげるようにする。さらに、年度末には基本方針の見直しを行い、次年度にいかしていく。
- (2) 生徒に対して、集会や学級活動などや年間を通じて計画された校外・宿泊学習や体育大会・地域体験学習などの行事を通して、教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されるものではない」という雰囲気を作学校全体につくる。
- (3) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていく。
そのために、日常生活のあらゆる場面に対して、「生命・時間・仲間」をテーマに教育活動を行うようにしているが、例えば毎朝10分間行っている朝読書では、「毎日読む・みんなで読む・静かに読む」ことを大切に取り組んでいる。
- (4) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員が豊かな人権感覚をもって、生徒は多様な個性をもつかけがえのない存在であるという視点から指導にあたるとともに、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示す。
- (5) わかりやすい授業づくりを進めるために、授業者が日々、教材研究するだけでなく、研究授業を行い、授業力の向上につなげる。
- (6) 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、授業やクラブ活動や行事のときなどにおいて集団の中ですべての生徒が役割を担うことができるよう教職員は配慮し、日常的に教職員間で生徒の様子を交流して、生徒の人間関係をつくるようにする。
- (7) ストレスに適切に対処できる力を育むために、各クラスで行われる班づくりでは、班長たちがすべての仲間にとって「心の居場所」や「ゆとり」があるよう考えて作成し、行事などを通じて仲間への思いやりの心を育むことを意識して活動させる。
- (8) いじめ問題に関する教職員の認識や取り組み等、指導力の向上のために、いじめの態様や指導上の留意点などについての校内研修を計画的に実施し、教職員間の共通理解を図り、資質の向上に努める。
- (9) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、生徒が主体的に参加し仲間と深く考えながら課題を解決する力を養う授業づくりをすすめ、仲間の役に立っているという思いを抱かせる。また、地域体験学習等を通し、

相手の立場で物事を考える力や自分の存在を価値あるものとして受け止めるようにする。そのような教育活動全体を通じての取り組みの中で、人と関わることの喜びや大切さを気付かせる。

- (10) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、教職員がいじめについて学ぶことはもちろん、生徒会執行部や各クラスの議員を中心に、すべての生徒が「はみごのない学校・クラスづくり」を意識し、主体的に考えて行動するよう働きかける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒が、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことも多い。SNSなどのインターネット環境内など、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

そのために、生徒と授業だけの関わりではなく、休み時間やクラブ活動などのときに教職員と生徒が積極的に関わるようにして、普段の生徒の表情や態度や姿勢などに気を配るようにし、日頃からふれあいを通して信頼関係を築き、生徒の小さい変化などを見逃すことなく気付けるようにする。また、アンケートや懇談、相談週間等を活用し、いじめの疑いがあれば、速やかに生徒指導主事や学年生指に報告し、組織として対応する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、毎学期実施する「生活アンケート」(いじめアンケート)や毎年2学期に実施する「学校教育自己診断アンケート」などがあり、いじめや人間関係の悩み、学習のつまずきなどを早期に発見する。そして、生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、対応が遅れたりしないようにする。また、スクールカウンセラーによるカウンセリング、学期末の三者懇談等により、保護者からの相談も受け入れ、複数の視点からいじめの早期発見につなげるようにする。日常の観察として、休み時間や放課後の過ごし方、教育相談の中からも、生徒の小さな変化に気をくばり、保健室やクラブ活動などでの様子についても、いじめに関する情報については教職員全体で共有する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、普段から教職員と保護者がつながり、保護者が子どもの悩みなどを教職員に話しやすい関係を作る。また、家庭訪問や電話連絡、「学校教育自己診断アンケート」などを活用して家庭の様子を知るなど、保護者と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくこととする。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、いつでも生徒の声に耳を傾けるよう、普段から生徒との関係をつくるようにする。また、全教職員が生徒の思いを裏切ったり、踏みじりすることなく、寄り添って話を聞く準備が常にあることを示す。
- (4) 生徒向けのプリントや本校のHPにより、相談体制を広く周知する。また、毎月いじめ不登校対策委員会を行うことにより、情報共有とともに適切に機能しているかなど、体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、いじめ不登校対策委員会において個人情報保護の観点から適切に管理する。そして、これらの情報は、生徒及び保護者のプライバシーを守りつつ、公開や利用の範囲を設定し、有効に活用するようにする。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にあることも多

い。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

◇いじめの解消について◇

いじめの解消については、単に謝罪をもって解消とするのではなく、いじめ不登校対策委員会を中心に状態を注視し、解消の判断を行う。また、そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高める。

① いじめに係る行為が止んでいること。

- ・心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。
- ・但し、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に係らず長期の期間を設定する。
- ・教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視（モニタリング）し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視（モニタリング）する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により現認する。
- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒に対し、日常的に注意深く観察する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに各学年生指や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録する
- (4) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、教育委員会に報告し、相談する。
- (5) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校対策委員会が中心となって対応する。また、必要に応じ、被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアをおこなう。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう取り組む。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう取り組む。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

体育大会や宿泊行事、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、家庭と連携し、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

第5章 年間計画

豊中市立第五中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	全体
新年度開始前	要配慮生徒に関する情報共有	前年度引き継ぎより要配慮生徒の情報共有	前年度引き継ぎより要配慮生徒の情報共有	第1回いじめ不登校対策委員会 学校基本方針の確認 年間計画 要配慮生徒の情報共有
4月	生徒・保護者への相談体制周知 生徒個人カードによる生徒状況の集約 クラス方針提示 家庭訪問	生徒・保護者への相談体制周知 生徒個人カードによる生徒状況の集約 クラス方針提示 家庭訪問	生徒・保護者への相談体制周知 生徒個人カードによる生徒状況の集約 クラス方針提示 家庭訪問	懇談や家庭訪問による生徒状況の集約
5月		宿泊学習		第2回いじめ不登校対策委員会 情報共有・取組み検証
6月	生活(いじめ)アンケート①	生活(いじめ)アンケート①	生活(いじめ)アンケート① 修学旅行	第3回いじめ不登校対策委員会 アンケート結果の分析 情報共有・取組み検証 夏休みにむけて
7月	アンケート結果に基づく取組 三者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 1学期の振り返り	アンケート結果に基づく取組 三者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 1学期の振り返り	アンケート結果に基づく取組 三者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 1学期の振り返り	1学期いじめ状況調査 懇談による生徒状況の集約
9月	アンケート結果に基づく取組み 体育大会にむけてのクラス集団作り 体育大会	アンケート結果に基づく取組み 体育大会にむけてのクラス集団作り 体育大会	アンケート結果に基づく取組み 体育大会にむけてのクラス集団作り 体育大会	第4回いじめ不登校対策委員会 情報共有・取組み検証 夏休みの状況把握
10月			生徒との二者面談	第5回いじめ不登校対策委員会 情報共有・取組み検証
11月	生活(いじめ)アンケート② 校外学習 人権フェスタひまわり	生活(いじめ)アンケート② 職場体験学習 人権フェスタひまわり	生活(いじめ)アンケート③ 三者懇談 人権フェスタひまわり	第6回いじめ不登校対策委員会 アンケート結果の分析 情報共有・取組み検証
12月	学校教育自己診断 三者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 2学期の振り返り	学校教育自己診断 三者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 2学期の振り返り	学校教育自己診断 三者懇談 家庭での様子と学校生活の情報共有 2学期の振り返り	学校教育自己診断結果の分析 懇談による生徒状況の集約 2学期いじめ状況調査

1 月	学校教育自己診断結果に基づく取り組み 生活(いじめ)アンケート③	学校教育自己診断結果に基づく取り組み 生活(いじめ)アンケート③	学校教育自己診断結果に基づく取り組み 生活(いじめ)アンケート③	第7回いじめ不登校対策委員会 アンケート結果の分析
2 月	アンケート結果に基づく取り組み	アンケート結果に基づく取り組み	アンケート結果に基づく取り組み	第8回いじめ不登校対策委員会 年間の取り組み反省 次年度への引継ぎ、申し送り事項の確認
3 月	1年間の振り返り	1年間の振り返り	1年間の振り返り	3学期いじめ状況調査

1. 取り組み状況の把握と検証について

【PDCA・・・Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)】

いじめ不登校対策委員会の中で、「学校いじめ防止基本方針」の確認、「生活アンケート」の実施・分析、生徒面談・家庭訪問・三者懇談などによって把握された要配慮生徒に関する情報共有、指導方針の検討と改善を行うとともに、年間計画の進捗状況についても確認を行う。

<参考>

1. いじめに関する相談窓口

- ◇ 豊中市役所 教育委員会 いじめ等の悩み 教育相談電話
(児童生徒課生徒指導係青少年交流文化館いぶき内)
電話番号06-6866-0783
(月曜日～金曜日10時～17時受付)
- ◇ 教育相談総合窓口(児童生徒課教育相談係教育センター内)
電話番号06-6840-8121
(月曜日～金曜日9時～17時受付)
- ◇ こども総合相談窓口(こども相談課すこやかプラザ内)
電話番号06-6852-5172
(月曜日～金曜日9時～17時15分受付)
- ◇ とよなかつ子ダイヤル(こども相談課すこやかプラザ内)
電話番号 0120-307-874
(365日 24時間)